

院外処方せんにおける「問合わせ簡素化」に関する基本事項

2024/1/24 薬剤部

処方せんに対する疑義照会は薬剤師の責務「薬剤師法第 23 (*1), 24 条 (*2)」であり、疑義照会に回答することは医師の責務「保険医療機関及び保険医療養担当規則第 23 条 2 項 (*3)」です。

※1 薬剤師法第 23 条第 2 項(処方せんによる調剤)

薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

※2 薬剤師法第 24 条 (処方せん中の疑義)

薬剤師は、処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせて、その疑わしい点を確かめた後でなければ、これによって調剤してはならない。

※3 処方箋の交付 (23 条 2 項)

保険医はその交付した処方箋に関し、保険薬剤師から疑義の照会があった場合には、これに適切に対応しなければならない。

一方、疑義照会や形式的な問い合わせにより患者の待ち時間は延長し、多忙な診療の中で疑義照会への回答が医師の負担となっているのも事実です。

当院の院外処方では一般名処方を推奨し、ほぼすべての処方が一般名や「変更不可」の欄にチェックがない先発医薬品・後発医薬品処方となっています。

【処方変更に係わる原則】

- ・先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ・「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- ・処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。また安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、患者が不利益にならない場合に限る。
- ・患者に十分な説明（適正な服用・使用方法、安定性、価格等）を行い、同意を得た上で変更する。

(変更調剤の留意点)

第 3 変更調剤を行う際の留意点 (厚生労働省通知)

5 類似する別剤形の医薬品とは、内用薬であって、次の各号に掲げる分類の範囲内の他の医薬品をいうものであること。

ア 錠剤 (普通錠)、錠剤 (口腔内崩壊錠)、カプセル剤、丸剤

イ 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤 (内服用固形剤として調剤する場合に限る)

ウ 液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤 (内服用液剤として調剤する場合に限る)

■一般名および「変更不可」の欄にチェックがない医薬品では、下記の基本的項目についての問い合わせは必要ありません。

処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について（通知 平成 24 年 3 月 5 日）

（一般名処方）

一般名処方 ⇒先発医薬品への調剤	同一規格・同一剤形による調剤のみ可能 (類似する別剤形・含有規格の変更は疑義照会が必要)
一般名処方 ⇒後発医薬品への調剤	同一規格・同一剤形および 内服薬は類似する別剤形・含有規格の変更が可能 外用薬は含有規格の変更のみ可能（剤形変更不可）

（銘柄名処方）

	含量規格が同一の後発品への変更調剤	含量規格が異なる後発品への変更調剤	類似する別剤形の後発品への変更調剤
「変更不可」等の記載なし	可	可	可
「変更不可」の記載あり	不可	不可	不可
「含量規格変更不可」の記載あり	可	不可	可
「剤形変更不可」の記載あり	可	可	不可
「含量規格変更不可」及び「剤形変更不可」の記載あり	可	不可	不可

■処方せん備考欄に“〇〇変更可能”の記載がある場合は、下記の原則に基づき指示に従ってください。

下記、原則以外の変更については、疑義照会が必要となります。

【問い合わせ不要の原則】

1. 残薬調整

- ①継続処方されている処方薬に残薬があるため投与日数を調整（短縮）して調剤すること
- ②外用薬の本数についても同様
- ③残薬による日数調整を行った処方については、必要に応じて残薬が生じた理由等に関する情報提供を行うこと
*投与日数の延長については不可

2. 規格の変更

複数規格がある場合

- ・5mg 錠 1 回 2 錠→10mg 錠 1 回 1 錠、40mg 錠 1 回 0.5 錠→20mg 錠 1 錠など

- ・リンデロン VG 軟膏 (5g) 2本 ⇔ リンデロン VG 軟膏 (10g) 1本
- ・カトレップ 70mg (5枚入り) 7包 ⇔ カトレップ 70mg (7枚入り) 5包

3. 1包化調剤の可否

- ①患者からの希望あるいはアドヒアランスの不良が、1包化調剤により改善されると判断できる場合
- ②1包化を解除することも可能（術前中止薬などある場合、患者の希望がある場合）

4. 出荷調整による先発品への変更

- ・本来、後発医薬品から先発医薬品への変更は問い合わせの対象であるが、出荷調整（出荷停止、供給不良など）が理由の場合に限って変更を可能とする
 応需した保険薬局の在庫、採用の有無が理由の場合、また患者の希望による変更は問い合わせが必要

【病院への連絡方法】

処方内容に変更があった場合（上記1～4も含む）は、お手数ですが理由も含めて FAXにてご連絡ください。（FAX:042-748-8080）

ただし、後発品に変更する場合、又は後発品の銘柄を変更する場合の FAX は不要です。お薬手帳等へ記載し、病院への情報提供としてください。